

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月28日
【会社名】	船井電機株式会社
【英訳名】	FUNAI ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 林 朝則
【本店の所在の場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072(870)4304
【事務連絡者氏名】	理事 経理部長 池上 圭一
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072(870)4304
【事務連絡者氏名】	理事 経理部長 池上 圭一
【縦覧に供する場所】	船井電機株式会社 東京支店 (東京都千代田区外神田4丁目11番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

国際商業会議所の国際仲裁裁判所において係争中でありました、当社とKoninklijke Philips N.V.（以下、「PHILIPS」といいます。）との間の仲裁について、今般仲裁判断の言い渡しを受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 仲裁の申立てがあった年月日

平成25年10月25日（オランダ時間）

### (2) 当事者

仲裁を申立てた者

名 称：Koninklijke Philips N.V.

所 在 地：Eindhoven, The Netherlands

代表者の役職、氏名：Chief Executive Officer Frans van Houten

反対請求を申立てた者

当社

### (3) 仲裁申立ての内容

当社は、平成25年1月29日に、PHILIPSとの間で、PHILIPSのライフスタイル・エンターテインメント事業を承継する会社の全株式を取得するための株式売買契約を締結しておりましたが、PHILIPSより当社に契約不履行があるとの主張がなされ、当該不履行によってPHILIPSに生じた損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受けました。

これに対し当社は、当社に契約不履行はなく、PHILIPSに契約違反があったものであり、かかるPHILIPSの主張及び請求を強く否定するとともに、一連のPHILIPSの行為により当社が被った損害について、PHILIPSに対し反対請求（損害賠償）の申立てを行っておりました。

### (4) PHILIPSによる損害賠償請求の申立金額

183百万ユーロ、法定利息及び仲裁費用

### (5) 係争の解決があった年月日

平成28年4月26日

### (6) 仲裁判断の内容及び損害賠償支払金額

平成28年4月26日に国際仲裁裁判所より仲裁判断の言い渡しがあり、当社がPHILIPSに対して損害賠償金として134.8百万ユーロ、仲裁費用として135万米ドル、PHILIPSの弁護士費用として約2.5百万ユーロ、及びこれらに対する利息2%を支払うことを命じられました。他方、当社の反対請求は棄却されました。

以 上